

「がんばろう日本！ふじのくに節電プロジェクト in 県庁」

実施時期 6月～9月

○全庁の節電対策を統括する節電担当監を設置する。

県本庁舎の取組

① 電気の使用時間の短縮

- 空調や照明の稼働時間を1時間短縮
 - ・7月から時差通勤による勤務（9：15～18：00）を休止し、原則通常勤務（8：30～17：15）に統一
- 消灯時間の早期化
 - ・毎週水曜日及び毎月第3金曜日の一斉定時退庁
 - ・重点的な時間外勤務の縮減の推進

② 電気の使用量の抑制

- 電気を大切に使う
 - ・クールビズの徹底（冷房温度28度の厳守）
 - ・時間外勤務スペースの集約
 - ・照明機器の間引き（概ね半分を消灯（執務室窓際・通路、廊下等共用部の一部）
 - ・電化製品の使用抑制
 - パソコンの省エネモードの徹底、電源オフ、バッテリー使用の励行
 - 昼休みは事務機器のコンセントを抜く
 - プリンタの使用抑制（印刷枚数削減の徹底）
 - 家電類の使用抑制（電気ポット等）
 - ・エレベーター利用の抑制と効率化など
 - ・入居団体や自動販売機設置者への節電要請など
- 休暇取得日数の増加
 - ・夏季休暇+3日以上の子暇取得
- 職員の節電意識の啓発
 - ・職員の節電意識を高めるため、使用電力量を「見える化」
 - ・ひとり一改革運動のテーマとして節電を取り上げ、職員の意識改革を推進
 - 6月を特別推進月間に設定し、アイデアコンクールも行き、優秀な取組を表彰
- 節電リーダーの設置
 - ・各所属に節電リーダーを設置し、職員に対する取組の徹底

他の県有施設の取組

- 県本庁舎の取組を参考に各施設管理者が「節電行動計画」を策定し、積極的な節電対策を実施
- 各施設へ節電リーダーを設置し、職員に対する取組を徹底
- 個別の取組
 - 白熱球からLED電球に交換
 - 緑のカーテンの設置